

○ 評価基準及び企画提案書記載要領

評価項目		配点	記載事項	評価の観点
1 基本方針		20		
1	基本方針	4	本件を達成するための考え方、手法、取り組み方針やシステム構築・サービス提供のコンセプトを提案・記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的を達成することが期待できるか。</li> <li>・仕様書に記載の「基本方針」の内容と合致しているか。</li> </ul>
2	導入実績	16	本事業に関連する事業実績に関して、提案・記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国での導入実績、本市と同じ県内での導入実績、本市と同規模以上の市区町村における導入実績がどの程度あるか。</li> <li>・導入実績から得た知見、知識についての提案があるか。</li> </ul>
2 システム内容		30		
1	システム構成	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どのようなシステム構成になっているかを記載すること。</li> <li>・複数のシステムを連携させて構築する場合は、その連携仕様を記載すること。</li> </ul>	複雑なシステム構成や連携仕様となっていないか。
2	システムの機能・操作性	5	提案システムの機能・操作性について、任意に提案・記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が理解しやすい画面構成や仕組みとなっているか。</li> <li>・より家屋評価が簡単、確実に行えるような機能、仕組みはあるか。</li> </ul>
3	機能要件	20	別添「要求仕様等確認書」に示した要件について、提案者における対応状況について記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の要求する機能を有しているか。</li> <li>・「代替案」の内容は妥当か。職員の負担が増えないような仕組みとなっているか。</li> </ul> ※要求仕様等確認書の「◎標準」の数や、提案内容を含め、総合的に評価する。

○ 評価基準及び企画提案書記載要領

評価項目		配点	記載事項	評価の観点
3 導入作業		10		
1	スケジュール	5	導入に関するスケジュール、作業工程、プロジェクト体制等を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程・役割等が詳細に検討されているか。</li> <li>・内容は適切か。</li> </ul>
2	業務推進体制	5	提案者の要員体制（再委託先を含む役割分担や主な担当業務）を示すこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の遂行にあたり、十分な体制となっているか。</li> <li>・従事者について、家屋評価計算システム導入業務に携わった事がある人数や経験年数など</li> </ul>
4 保守・運用		10		
1	ヘルプデスク・保守サポート	5	問い合わせ窓口を設置する等、ヘルプデスクを円滑に行うための体制について記載すること。職員に関するサポートについても記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守体制及びサポート内容は適切であるか。</li> <li>・緊急時等における対応・レスポンスはどうか。</li> <li>・運用開始後において、追加機能として要望した機能が標準機能として搭載されることがあるか。</li> </ul>
2	評価替え対応	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価替え時における新基準対応のスケジュールを示すこと。</li> <li>・新基準対応前に先行して評価した家屋データに対し、新基準対応することが可能か、可能な場合、どのような手順となるのかを示すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新基準対応時の職員の負担がどの程度となるか。</li> <li>・新基準対応前に先行評価した家屋データに対する作業量はどの程度となるか。</li> </ul>
5 プレゼンテーション		10		
1	プレゼンテーション・質疑応答	10	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書の内容がわかりやすく説明され、説得力があるか。</li> <li>・質問に対する回答は適切か。</li> </ul>
6 費用		20		
1	提案価格	10	提案価格及び内訳等の積算根拠を記載すること。	提案価格を評価する。計算式は下記のとおり。 最低見積価格÷当該業者の見積価格×10点
2	運用保守価格	10	令和7年4月1日から5年間の運用保守価格及び内訳等の積算根拠を記載すること。	運用保守価格を評価する。計算式は下記のとおり。 最低見積価格÷当該業者の見積価格×10点
合計		100		